

**袋井市行政改革大綱**

# **行政経営創造プラン**

**平成 18 年 9 月**  
**袋 井 市**

## はじめに

新しい地方の時代に向け、平成 17 年 4 月 1 日に旧袋井市・浅羽町は、人口 8 万 3 千人余の新袋井市としてスタートをいたしました。

これまで、両市町は、人口の増加、バランスのとれた産業構造、安定した税収など、比較的恵まれた環境下において行政運営を行ってまいりました。

しかしながら、国の厳しい財政状況のもと、さらに進む国と地方の役割分担の中で、少子高齢化の進展、多様化する市民ニーズ、新たな行政需要への対応を担っていくことが求められております。

このような中、将来にわたって健全な財政状況で、安心して暮らせる自治体を目指すために、不断の行政改革が必要となっております。

このためには、市民との関係を含めた行政の役割、組織、職員体制をはじめ、行政サービスの提供方法など、行政全体を抜本的に見直すことが必要となります。すなわち、必要な対象を選択して「何をやるか」という観点に加え、より効果的な手法を選択して「いかにやるか」という観点を併せ持った「マネジメント改革」を推進することが求められております。

この中で、市民満足度の向上、新しい扱い手による協働の推進を図りながら、行政サービスの質の向上を目指した、簡素で効率的、効果的な行政経営を行ってまいります。

平成 18 年 9 月

袋井市長 原田英之

# [ 目 次 ]

## I 行政改革の必要性

## II 基本方針

### 1 基本的な考え方

- (1) 市民と行政の新たな関係の構築（協働）
- (2) 広域行政の推進（都市間の連携強化）
- (3) 行政の生産性の向上（成果志向）

### 2 経営理念

## III 推進体制

## IV 実施方針

### 1 行政として担うべき役割の重点化

- (1) 協働によるまちづくりの推進
- (2) 民間委託等の推進
- (3) 指定管理者制度の活用
- (4) PFI（民間活力による社会資本整備）手法の活用
- (5) 公営企業（水道、市民病院）等の経営健全化
- (6) 財政的援助団体・関連団体等の経営健全化
- (7) 土地開発公社の経営健全化

### 2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

### 3 定員管理及び給与の適正化等

- (1) 定員管理の適正化
- (2) 給与の適正化
- (3) 福利厚生事業

### 4 人材育成の推進

### 5 公正の確保と透明性の向上

### 6 情報化の推進

- (1) ICT（情報通信技術）を活用した市民サービスの向上
- (2) 標準化・共有化等による事務業務の見直し

### 7 自主性・自律性の高い財政運営の確保

- (1) 歳入の確保と財源の創出
- (2) 経費の削減合理化等の財政健全化
- (3) 補助金等の整理合理化
- (4) 公共工事のコストの削減と品質の確保

### 8 議会改革の推進

## I 行政改革の必要性

地方分権社会の到来と、国・地方とともに厳しい財政状況のもと、これまでのような全国画一的な行政サービスを提供していれば良いという時代から、それぞれの地域が、その地域の課題に的確に対応し、地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを進めなくてはならない時代を迎えています。

総務省が、平成17年3月に示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」においても、人口減少時代の到来、市民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応した行政改革の積極的な推進と、市民にわかりやすい行政情報を提供し、市民<sup>(★1)</sup>と協働で取り組みながら安定した市民サービスを供給できる協働のシステムの構築が、地方公共団体に求められています。

本市においても、新しい総合計画のめざすまちの姿「人も自然も美しく 活力あふれる 日本一健康文化都市」の実現のため、市民と行政が協働で公共を担っていくパートナーシップ<sup>(★2)</sup>の意識のもと、社会と時代の変転を見極め、自らを変えていこうとする意思を持ち、発展性を持った行政経営を確実なものにしていくことが必要となっています。

このようなことから、市民にとって真に必要なサービスを最小の経費で、最大の効果が発揮できる簡素で、効率的、効果的な、新しい行政経営のシステムを構築し、次世代へ誇りを持って継承できるまちづくりを進めていくことが、今の私達に求められています。

---

(★1)市民:地域団体、NPO、企業等を含みます。

(★2)パートナーシップ:友好的な協力関係

## Ⅱ 基本方針

### 1 基本的な考え方

#### (1) 市民と行政の新たな関係の構築（協働）

これまでの自治体運営においては、公共の領域における課題の解決は、主に行政が担ってきました。そして、その役割は、社会経済環境の変化等のなかで拡大傾向にあったといえます。

しかしながら、公共の領域の拡大に比例して、行政自身も拡大しながらサービスを提供し続けることは、市民の費用負担（税）の増加という面から見ても、困難となります。したがって、今後拡大するであろう公共の領域は、市民と行政とが協力し合い、担っていく必要があります。

市民と行政のそれぞれが、相互の信頼と合意のもと、公共の領域における役割と責任を担い合い、多様な公共の領域の課題を迅速かつ効果的に解決していく「新たな関係」を構築します。

それにより、地域全体としての力を向上していくことが必要です。

#### (2) 広域行政の推進（都市間の連携強化）

市町村合併により、各々の自治体が行財政基盤を強化し、行政サービスの充実を図っていますが、市町の区域を越えて広域的に処理することで、効率的に行政課題を解決しうる事務事業については、国・県及び近隣市町との連携や協力を一層強化するなどの広域的な行政経営により、効率的で、かつ、質の高い行政サービスの提供を目指します。

#### (3) 行政の生産性の向上（成果志向）

複雑高度化する新たな行政課題に対し、職員の意識改革とチェック機能を備えた事務の適正な執行管理のもと、民間のノウハウを取り入れた企業経営的な観点から、市民ニーズを的確に把握し、効率的で、かつ、質の高い行政サービスを「可能な限り少ないコストで実現する」という行政の生産性の向上を目指します。

## **2 経営理念**

このような考えのもとに、行政経営を行っていくため、本市の経営理念を次のように定めます。

市民と行政とが協働して、限りある経営資源<sup>(★3)</sup>を有効に活用し、生産性の高い行政経営により「市民満足度の向上」を目指します。

## **III 推進体制**

市民、市議会、袋井市行政改革推進委員会と連携を図りながら、袋井市行政改革推進本部において進行管理を行い、この取組をより実効性のあるものとしていきます。

推進期間については、本大綱にあっては平成18年度から平成27年度までの10年間、実施計画にあっては平成18年度から平成22年度までの5年間とします。

なお、実施計画については、毎年度ローリングを実施し、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

---

(★3)経営資源:人材、財源、情報など、経営を進めていく上で必要なものを言います。

## IV 実施方針

### 1 行政として担うべき役割の重点化

#### (1) 協働によるまちづくりの推進

地域団体をはじめNPO<sup>(★4)</sup>や企業など多様な主体と対等な関係に立って、協力し合い、相互に補完的な関係を築き、協働によるまちづくりを推進するため、活動の中心となる人材の育成、活動主体に対する援助や活動場所の提供、市民活動の育成・支援に努め、協働のための仕組みを構築していきます。

#### (2) 民間委託等の推進

市民サービスを最も効果的、効率的に提供するために、行政と民間の役割分担を見直し、民間が担うのが適当なことは民間に、行政が担うべきことであっても民間委託等の実施が適当な事業については、行政責任の確保、個人情報の保護や守秘義務の確保、市民サービスの維持向上等が図れることに留意しつつ、積極的な民間委託を推進します。

#### (3) 指定管理者制度の活用

公の施設の管理・運営に当たっては、多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的にサービスを提供するために、指定管理者制度<sup>(★5)</sup>を積極的に活用します。また、現在直営で管理をしている施設を含め、すべての公の施設について、管理の在り方、行政としての関与の必要性、廃止を含めて検証を行います。

---

(★4)NPO(non-profit organization):市民が主体となって、社会貢献活動を行う営利を目的しない団体の総称

(★5)指定管理者制度:公の施設の管理・運営を、民間事業者等の持つノウハウを活用し、効率性の向上や市民サービスの向上を図ろうとする制度

#### (4) PFI（民間活力による社会資本整備）手法の活用

公共施設などの建設、維持管理、運営などについて、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、低廉かつ良好なサービスが提供され、地域経済の活性化に資すると考えられるものについては、PFI<sup>(★6)</sup>の導入を検討します。

#### (5) 公営企業（水道、市民病院）等の経営健全化

公営企業及び特別会計事業の経営の基本原則である公共性と効率性の両面の観点を踏まえ、料金の適正な見直し、収入の確保などに努めるとともに、事務・事業の簡素・効率化、指定管理者制度、PFI（民間活力による社会資本整備）事業・民間委託等の民間的経営手法の導入の推進、情報化の推進、給与及び定員管理の適正化に努めるなど経費の節減合理化を図り、経営の健全化に向けた財政体質の改善を図ります。

また、より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するために、中期経営計画の策定や積極的な情報開示などへの取組にも努めます。

#### (6) 財政的援助団体・関連団体等の経営健全化

財政的援助団体・関係団体等に対する行政の関与の見直しを行います。

また、経営の合理化、運営の透明性の向上、統廃合等を推進するとともに、組織機構のスリム化に努めます。

#### (7) 土地開発公社の経営健全化

経済環境の変化への対応、経営の効率化、市財政の健全化等の観点から、袋井地域土地開発公社が行う土地の取得、管理、処分等、開発公社の設置目的を十分考慮しつつ、より一層計画的な経営に努めます。

---

(★6) PFI:【Private Finance Initiative】(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)  
公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

## 2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

地方分権の進展など市政を取り巻く環境は変化しており、新たな行政需要や複雑多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応していく必要があります。

そのために、事務事業の在り方や手段を見直すなど組織の簡素・合理化を行うとともに、政策課題に弾力的かつ横断的に対応できる組織についてきます。

## 3 定員管理及び給与の適正化等

### (1) 定員管理の適正化

定員管理の適正化を計画的に推進する観点と、教育、福祉などの分野への配慮をしつつ、最少の人員で業務を遂行する観点をもって、「定員適正化計画」を策定し、職員数の抑制に努めます。

### (2) 給与の適正化

今後の公務員制度改革の動向を注視し、職員の意欲と能力を引き出し、職務能力を向上させていくため、従来の年功序列型給与体系から、能力や実績が反映される給与体系への改革を推進します。

また、特別職及び議員についても、国・県・他市・民間との均衡に配慮し、市民の納得と支持が得られるよう、給与制度・運用・水準の適正化にも努めます。

### (3) 福利厚生事業

職員が、喜びとゆとりをもって働くことができる職場環境の向上を図るとともに、市民の理解が得られるよう適正に事業を実施します。

## 4 人材育成の推進

職員一人ひとりが誇りとやりがいを持って仕事に取り組むことができる環境の実現のため、これまでの年功序列型の人事制度から、能力・実績を重視した公正かつ客観的な新しい人事評価システムの構築に向けて取り組み、その評価結果を人材育成に活用します。また、「人材育成に関する基本方針」を策定し、職員の意識改革を進め、分権型社会の担い手にふさわしい人材の育成に努めます。

また、組織の活性化のため多様な人材の活用にも努めます。

## 5 公正の確保と透明性の向上

地方分権の推進に伴う地方公共団体の自己決定権の拡大に対応し、行政の公正確保及び透明性の向上を図るため、広報・マスコミ等を通じて情報伝達に努めるとともに、情報公開制度の活用や、市民参画手法の確立など、市民が広く情報に接することができるよう努めます。

## 6 情報化の推進

行政の効率化と市民サービスの向上に、極めて有効な手段であるICT<sup>(★7)</sup>（情報通信技術）の積極的な活用により、利便性の向上、さらには市民参画の促進を目指します。

また、こうした視点に立った「IT推進計画」を策定し、情報セキュリティの確保や情報格差への対応にも十分留意しながら、より一層の情報化の推進に努めます。

なお、既存システムについても、業務、運用、システムの見直しによる最適化を図ります。更に、自己開発能力の向上や民間の専門的な能力の活用等による情報システムの品質向上、コスト等の適正化にも努めます。

(★7)ICT:【Information and Communication Technology】

ITと同義で使われているが、ITに「Communication(コミュニケーション)」を加えた情報通信技術を表す言葉

## (1) I C T（情報通信技術）を活用した市民サービスの向上

I C Tを積極的に活用した利便性の高いシステムの構築をすることにより、時間や距離の制約を超えた行政サービスの提供を目指します。

## (2) 標準化・共有化等による事務業務の見直し

情報セキュリティーに十分留意しながら、I C Tの活用やこれに併せた業務や制度の見直しにも継続的に取り組み、事務事業の効率化、高度化、簡素化に努めます。

## 7 自主性・自律性の高い財政運営の確保

### (1) 歳入の確保と財源の創出

自主財源の確保と税負担等の公平性の観点から、課税客体の適正な把握や市税等の収納率の向上に積極的に取り組みます。

また、課税自主権の活用や優良企業等の誘致による新たな財源の創出など、自主財源の拡充についても研究を進めます。

使用料及び手数料については、受益者負担の適正化の観点から常に見直し、不均衡・不公平が生じないように努めます。

### (2) 経費の削減合理化等の財政健全化

常にコスト意識を持ち、事務執行の効率化等により経費の節減に努めるとともに、事務・事業の実施に当たっては、提供するサービスの社会情勢への適合やサービス水準の他市町村等との均衡の確保など、その必要性や在り方を見直します。

また、中長期的な財政計画を策定し、バランスシート等の活用による的確な財政状況とコストを把握し、「選択と集中」による重点的かつ効果的な財源配分と執行を行うとともに、公債費比率などの各種財政指標の推移に十分留意しながら、健全な財政運営に努めます。

さらに、複式簿記の考え方を導入した新たな公会計制度の研究を進めます。

### (3) 補助金等の整理合理化

補助金や負担金等については、行政として対応すべき必要性、経費負担の在り方、費用対効果など、「(仮称)補助金評価委員会」の設置を含め、総合的な観点から検証しうる仕組みを早期に構築し、整理合理化を推進します。

さらに、サンセット方式<sup>(★8)</sup>（終期の設定）の導入やP D C Aサイクル<sup>(★9)</sup>により見直しを行うほか、新たな市民ニーズに対応する必要性があるものに対しては、積極的に支援していきます。

### (4) 公共工事のコストの削減と品質の確保

厳しい財政事情のもとで社会資本整備を着実に進めていくために、公共工事の効率性の向上、建設コストだけでなく品質の確保や維持管理、改修等も含めたコスト構造の改革に努めます。

また、公共工事の入札・契約に対する市民の信頼を確保するため、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」を踏まえ、公共工事の入札・契約について、情報の公開をはじめとする更なる適正化に資する取組を進めます。

## 8 議会改革の推進

地方分権の進展により、地方の自己決定・自己責任が問われる中、住民を代表する議会の果たすべき役割と責任、効率的な運営が強く求められています。本大綱の趣旨を踏まえ、自主的な取組を期待します。

(★8)サンセット方式：法律・予算・事業などにあらかじめ期限を設け、その存続について改めて検討されない限り、その期限を過ぎたら廃止する方式

(★9)PDCAサイクル：【Plan-Do-Check-Action】「計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）という工程を継続的に繰り返す」仕組み（考え方）